

自転車運転者講習に関する事務処理要領（例規甲）

〔兵警交企例規甲第3号
令和元年5月29日〕

自転車運転者講習に関する事務処理要領を下記のように定め、令和元年6月1日から実施する。

記

第1 総則

1 目的

この要領は、自転車運転者講習に関する事務の適正かつ効果的な処理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 講習 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第14号に規定する講習をいう。
- (2) 受講命令 法第108条の3の4に規定する講習を受けるべき旨の命令をいう。
- (3) 危険行為 法第108条の3の4に規定する危険行為をいう。
- (4) 自転車運転者講習管理プログラム 都道府県警察における危険行為登録、受講命令及び受講命令の結果に係る情報を警察庁において一元管理し、当該情報に係る事項の共有を図るための都道府県警察への通報等を行うプログラムをいう。
- (5) 危険行為登録 検挙した危険行為に関する情報を自転車運転者講習管理プログラムを用いて警察庁のデータベースに登録することをいう。

第2 危険行為登録の体制及び任務

1 危険行為登録審査官

- (1) 交通部交通企画課に、危険行為登録審査官（以下「登録審査官」という。）を置く。
- (2) 登録審査官には、講習に関する事務を担当する課長補佐をもって充てる。
- (3) 登録審査官は、講習に関する事務が適正に行われるよう事務を総括するほか、次に掲げる事務を行うものとする。
 - ア 交通部長が定める様式の危険行為登録票の審査
 - イ 危険行為登録に関する事務
 - ウ 危険行為の事実認定に係る関係所属との協議
 - エ 前記アからエまでに掲げるもののほか、特に必要と認める事項

2 危険行為登録審査責任者

- (1) 警察署、地域部機動パトロール隊、交通部交通機動隊及び交通部高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）に危険行為登録審査責任者（以下「審査責任者」という。）を置く。
- (2) 審査責任者には、警察署にあっては交通課長（2課制の警察署にあっては交通第一課長）又は地域交通課長を、その他の所属にあっては隊長補佐のうちから当該所属の長が指定する者をもって充てる。
- (3) 審査責任者は、管轄区域又は担当の区域、道路若しくは路線において、自所属の警察官が検挙した危険行為について、適正に危険行為登録が行われるよう第2

の3に定める危険行為登録作成責任者を指導監督するほか、次に掲げる事務を行うものとする。

ア 危険行為登録票の審査

イ 自転車違反報告書（危険行為に係る交通切符その他の報告書類又は危険行為に係る交通事故事件に関する報告書類をいう。以下同じ。）及び危険行為登録票の送付に関する事務

3 危険行為登録作成責任者

- (1) 警察署等に危険行為登録作成責任者（以下「作成責任者」という。）を置く。
- (2) 作成責任者には、巡査部長以上の階級にある警察官のうち、警察署等の長（以下「警察署長等」という。）が指定する者をもって充てる。
- (3) 作成責任者は、管轄区域又は担当の区域、道路若しくは路線において、自所属の警察官が検挙した危険行為について、適正に危険行為登録が行われるよう次に掲げる事務を行うものとする。
 - ア 自転車違反報告書の点検
 - イ 危険行為登録票の作成
 - ウ 危険行為に係る審査責任者への報告

第3 危険行為登録票の作成等

1 危険行為の報告

警察官は、危険行為を検挙したときは、速やかに自転車違反報告書を作成して警察署長等に報告しなければならない。この場合において、当該行為が交通事故を伴うものであり、かつ、当該交通事故の調査になお相当の時間を要するものときは、危険行為の事実について即報するとともに、事後速やかに調査結果に関する事項を報告するものとする。

2 警察署長等の措置

(1) 危険行為登録票の作成等

警察署長等は、前記1の規定により危険行為の報告を受けたときは、作成責任者及び審査責任者に危険行為登録票の作成等を行わせるものとする。

ア 危険行為登録票の作成

作成責任者は、当該危険行為（送致不相当と認めた事案を除く。）について、危険行為登録票を作成するとともに、その状況等を交通部長が定める様式の危険行為登録票作成・審査状況一覧表に記載するものとする。

イ 危険行為登録票の審査

審査責任者は、前記アの規定により作成された危険行為登録票に必要な事項が正確かつ明瞭に記載されているかを審査するものとする。

(2) 危険行為登録票の送付

ア 警察署長等は、前記(1)の規定により作成した危険行為登録票について、交通部交通企画課長（以下「交通企画課長」という。）に送付するものとする。

イ 前記アの規定により危険行為登録票を送付するときは、当該危険行為に係る自転車違反報告書の写し（以下「関係書類」という。）を添付するものとする。この場合において、危険行為登録票の送付期限までに当該自転車違反報告書を作成することができないときは、危険行為登録票のみを送付し、事後速やかに、作成した当該関係書類を送付するものとする。

(3) 危険行為登録票の送付期限

危険行為登録票の送付期限は、原則として次に掲げるとおりとする。

ア 交通切符により処理した危険行為（交通事故を伴うものを除く。） 危険行為を検挙した日から2週間以内

イ 前記アに掲げる危険行為以外の危険行為 危険行為をした者が判明しない場合又は被疑者の否認、目撃者の不在等により交通事故の事実認定等に時間を要する場合を除き、危険行為を認知した日から30日以内

(4) 審査結果の記載等

ア 審査責任者は、危険行為登録票の審査を行ったときは、危険行為登録票作成・審査状況一覧表に審査結果を記載するものとする。

イ 警察署長等は、前記アの規定により審査結果が記載された危険行為登録票作成・審査状況一覧表及び自転車違反報告書により、危険行為登録票の作成が適正に行われているかを指導監督し、危険行為の報告のあった事案について不適正な処理が行われることがないように配慮するものとする。

ウ 警察署長等は、危険行為登録票を送付した事案について、登録内容の変更又は登録を不相当とする事情が生じたときは、速やかにその旨を交通企画課長に連絡するものとする。

第4 登録審査、危険行為登録等

交通企画課長は、危険行為登録のための審査（以下「登録審査」という。）、危険行為登録、危険行為登録の削除及び危険行為登録結果の確認を登録審査官に行わせるものとする。

1 登録審査及び危険行為登録

(1) 登録審査官は、第3の2の(2)の規定により送付を受けた危険行為登録票及び関係書類（以下「自転車違反報告書等」という。）により登録審査を行い、事実の証明が十分であると認めるときは、危険行為登録を行うものとする。ただし、違反事実の不存在事案又は違反事実の誤認があると認める事案並びに交通事故に関して危険行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的事情においてその者に結果予見及び結果回避を期待することができない又は結果予見及び結果回避が困難であったと認められる事案（以下「事実不存在等事案」という。）については、危険行為登録を行わないものとする。

(2) 登録審査官は、危険行為登録の取扱い状況について、交通部長が定める様式の危険行為登録報告書により交通企画課長に報告するものとする。

(3) 登録審査官は、前記(1)の規定により事実不存在等事案と認め危険行為登録を行わないとき、又は第4の2の規定による登録削除を行うときは、危険行為登録を行わない理由又は登録の削除を必要と認める理由を危険行為登録票に付記した上、交通企画課長に報告するものとする。

2 登録削除

登録審査官は、危険行為登録を行った後に、事実不存在等事案であることが判明したときは、当該事案に係る情報を自転車運転者講習管理プログラムにより削除しなければならない。

3 危険行為登録の迅速な処理

登録審査官は、やむを得ない場合を除き、前記1の(1)の規定による登録審査及び危険行為登録を速やかに行わなければならない。この場合において、自転車違反報告書の内容に不備があり、補充の調査を行う必要があると認める事案があるときは、明らかに事実不存在等事案である場合を除き、危険行為登録を行い、当該事案について受講命令がされるまでの間において所要の措置を講ずるものとする。

4 危険行為登録結果の確認

登録審査官は、自転車運転者講習管理プログラムにより警察庁から送付された危険行為に関する情報を確認し、前記1の(1)の規定により行った危険行為登録に誤りがないかを確認するものとする。

第5 受講命令の決定等

- 1 交通企画課長は、危険行為を反復してした者について、講習の受講の必要があると認められる場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき、あらかじめ弁明の機会を付与した上で、受講命令を行うものとする。
- 2 前記1の規定による弁明の機会の付与は、弁明通知書（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）別記様式第16号）により行うものとする。この場合において、弁明書の提出期限は、弁明通知書を発した日の翌日から起算して15日を経過した日とする。
- 3 交通企画課長は、受講命令の決定に当たり、受講命令の理由となる危険行為が他の都道府県警察の管轄区域でされたものである場合は、交通部長が定める様式の関係書類送付依頼書により、当該区域を管轄する都道府県警察本部の受講命令担当課長（危険行為登録を含め、受講命令に関する手続を担当する課の長をいう。以下同じ。）に当該危険行為に係る自転車違反報告書等の送付を依頼するものとする。
- 4 交通企画課長は、他の都道府県警察本部の受講命令担当課長から本県の警察官が検挙した危険行為に係る自転車違反報告書等の送付の依頼を受けたときは、交通部長が定める様式の関係書類送付票により送付するものとする。

第6 受講命令書の作成等

1 受講命令書の作成

自転車運転者講習受講命令書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第22の11の3。以下「受講命令書」という。）の作成は、交通企画課長が行うものとする。

2 受講命令書の交付

受講命令書の交付は、交通企画課長が行うものとする。

3 受講命令書の交付の方法

- (1) 受講命令書は、原則として、被命令者に対し、直接交付するものとする。
- (2) 交通企画課長は、受講命令書を交付するときは、被命令者と講習の日時及び場所について調整した上で、自転車運転者講習受講命令書受領書（兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）様式第68号）の提出を受けるものとする。この場合において、自転車運転者講習受講命令書受領書の提出を受けることができなかつたときは、その経緯について報告書を作成するなど、受講命令書の交付状況を明らかにしておくものとする。

4 受講命令書を交付する際の留意事項

- (1) 受講命令書の交付は、あらかじめ口頭で命令の理由を告げてから行うものとする。
- (2) 前記(1)の規定により命令の理由を告げた場合において、被命令者が次に掲げる申立てをしたときは、それぞれに定める措置をとるものとする。
 - ア 過去の危険行為の不存在を申し立てたとき 申立ての内容に真実性があると認められる場合に限り、当該告知を受けた者が当該危険行為をした者であるか否かの再調査をする。
 - イ 過去の危険行為の発生日又は違反名に誤りがある旨を申し立てたとき 当

該告知を受けた者において当該危険行為の発生年月日、違反名等について具体的内容の陳述があり、かつ、その内容に信頼性があると認められる場合に限り、一時、受講命令書の交付を見合わせ、当該危険行為に係る自転車違反報告書等により事実を再確認する。

ウ 過去の危険行為の刑事処分の不起訴、無罪等を申し立てたとき 申立ての内容に相当の理由があり、当該危険行為の内容に関して事実誤認のおそれがあると認められる場合に限り、一時、受講命令書の交付を見合わせ、改めて事案内容を審査する。

5 受講命令書を交付できない場合の措置

交通企画課長は、被命令者の所在が不明である場合、被命令者が懲役等により収監中である場合等で、被命令者に対して受講命令書を交付することができないときは、交付できなかった受講命令書を確実に保管し、被命令者の所在が判明するなど受講命令書を交付することができるに至った場合に備えるものとする。

6 他の都道府県公安委員会が関係する場合

(1) 関係公安委員会への通知等

ア 交通企画課長は、受講命令をすることが決定された場合において、被命令者の住居地が他の都道府県であるときは、当該住居地を管轄する公安委員会（以下「住居地公安委員会」という。）に対して交通部長が定める様式の命令通知書により通知するものとする。

イ 交通企画課長は、被命令者が兵庫県公安委員会が実施する講習の受講を希望している場合を除き、前記アの規定による通知に併せて住居地公安委員会に受講命令の執行を依頼することができる。

ウ 前記イの規定により通知と同時に受講命令の執行を依頼するときは、命令通知書に受講命令書及び自転車違反報告書等を添付するものとする。

(2) 受講命令の執行の依頼を受けたときの措置

ア 交通企画課長は、他の都道府県公安委員会から受講命令の執行の依頼を受けたときは、前記1から3までの規定に準じて、受講命令書の交付を行うものとする。

イ 前記アの規定により受講命令書を交付したときは、交通部長が定める様式の命令執行通知書により、当該受講命令の執行を依頼した公安委員会（以下「命令公安委員会」という。）に遅滞なく通知するものとする。

ウ 被命令者が住居地にいないときは、交通部長が定める様式の命令書返送書により受講命令書を命令公安委員会に返送するものとする。

第7 受講命令登録等

1 交通企画課長は、他の都道府県公安委員会から受講命令の執行の依頼を受けた場合を除き、受講命令書を交付したときは、自転車運転者講習管理プログラムにより、受講命令の執行に係る情報を登録するものとする。

2 交通企画課長は、前記1の規定による登録については、受講命令書を交付した日に行うものとする。ただし、他の都道府県公安委員会に受講命令の執行の依頼をしたときは、依頼した公安委員会から命令執行通知書を受けた日に行うものとする。

第8 受講命令に従わない場合の措置

1 被命令者が定められた期間内に講習を受講しなかったときは、被命令者に連絡し、受講できなかった理由を確認すること。この場合において、当該理由が真にやむを得ない事情であると認められるときは、連絡した日より当該事情が存在した期間と同

程度の期間を設定し、当該期間内に受講するよう促すこと。

- 2 被命令者が定められた期間（前記1により新たに設定した期間を含む。）に受講しなかった理由が真にやむを得ない事情であると認められない場合であっても、講習の受講により被命令者の自転車の運転に係る危険性を改善するという制度の趣旨を踏まえ、講習を受講するよう更に促すこと。
- 3 前記1及び2により講習の受講を促すときは、受講命令違反として検挙措置を講ずることを想定し、その経緯について報告書を作成するなど、督促を行ったにもかかわらず受講しないことの証拠化を図ること。
- 4 前記2により講習の受講を促してもなお、被命令者が正当な理由がなく受講しない場合は、受講命令違反として処理すること。

第9 講習の実施要領等

1 講習の実施要領

講習の実施要領については、交通部長が別に定める。

2 受講済み登録

交通企画課長は、被命令者に対して講習を行ったときは、自転車運転者講習管理プログラムにより、速やかに当該被命令者が講習を受講済みであることの登録を行うものとする。

第10 保存期間

調査書類の保存期間は、係争中でない限り、次に掲げる書類の種別に応じてそれぞれに定める期間とする。

- (1) 危険行為に関する書類 危険行為をした日から4年
- (2) 受講命令を執行した事案に関する書類 受講命令書に記載された受講すべき期間が経過した日から4年
- (3) 受講命令を決定したが、受講命令書が未交付の事案に関する書類 受講命令を決定した日から3年